

# お子さんの予防接種はお済みですか？

予防接種を受ける時には、【母子健康手帳】と【予防接種 接種券兼予診票】が必要です。

**予診票を紛失した方は、再発行できますので、ご連絡ください。**

なお、期間を過ぎてしまうと接種費用が自己負担になります。

予防接種名 (予診票と同じ色で表示)	対象者	回数	対象年齢
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	1回	11歳以上13歳未満(13歳の誕生日前日まで)
日本脳炎	2期	1回	9歳以上13歳未満 (平成28年度から、小学校4年生相当の学年に接種勧奨しています。)
	特例 対象者	定期接種 不足分の 回数	日本脳炎の接種が控えられていた期間があり、予防接種を受ける機会を逃した可能性があります。 1期(3回)および2期(1回)の合計4回を接種していない場合は、不足している回数について20歳になるまでの間、定期予防接種として受けることができます。 (2期：平成25年度から、高校3年生相当の学年に接種勧奨しています。)
	特例 対象者	定期接種 不足分の 回数	この間に生まれた方で、 <u>1期(3回)の予防接種を7歳6か月までに接種できなかった方の不足分は、<b>公費負担で接種する</b>ことができます。</u> <b><u>期限は9歳(誕生日前日から)～13歳未満の間です。</u></b>

※平成28年度より、2期は1期終了後から6日以上経過していれば接種可能です。接種間隔については、医師と相談して下さい。

\*子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月より、積極的勧奨を差し控えています。

\*ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

【問い合わせ先】

身延町役場 子育て支援課 母子保健担当(保健師)

電話 0556(20)4580